

第 2 0 類

家具，貯蔵槽類（金属製又は石製のものを除く。），プラスチック製バルブ（機械要素に当たるものを除く。），カーテン金具，金属代用のプラスチック製締め金具，くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ボルト・リベット及びキャスター（金属製のものを除く。），座金及びワッシャー（金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。），錠（電気式又は金属製のものを除く。），木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器，葬祭用具，荷役用パレット（金属製のものを除く。），養蜂用巣箱，クッション，座布団，まくら，マットレス，愛玩動物用ベッド，アドバルーン，犬小屋，うちわ，買物かご，額縁，家庭用水槽（金属製又は石製のものを除く。），きょうたつ及びはしご（金属製のものを除く。），工具箱（金属製のものを除く。），小鳥用巣箱，ししゅう用杵，植物の茎支持具，食品見本模型，人工池，すだれ，ストロー，スリーピングバッグ，せんす，装飾用ビーズカーテン，タオル用ディスペンサー（金属製のものを除く。），つい立て，ネームプレート及び標札（金属製のものを除く。），旗ざお，ハンガーボード，びょうぶ，ベンチ，帽子掛けかぎ（金属製のものを除く。），盆（金属製のものを除く。），マネキン人形，麦わらさなだ，木製又はプラスチック製の立て看板，郵便受け（金属製又は石製のものを除く。），揺りかご，幼児用歩行器，洋服飾り型類，美容院用いす，理髪用いす，石こう製彫刻，プラスチック製彫刻，木製彫刻，あし，い，おにがや，きょう木，しだ，すげ，すさ，竹，竹皮，つる，とう，麦わら，木皮，わら，きば，鯨のひげ，甲殻，さんご，人工角，ぞうげ，角，歯，べっこう，骨，海泡石，こはく

家具

2 0 A 0 1

[第 6 類 第11類 第14類 第19類]

1 たんす類

食器戸棚 茶たんす 洋服たんす

2 机類

座卓 事務机 食卓 勉強机 和机

3 いす類

安楽いす きょうそく 腰掛けいす 座いす 食卓用いす 長いす 乳児用ハイチェ
アー

4 鏡

鏡台 三面鏡台 姿見台 手鏡

5 いこう おもちゃ箱 傘立て げた箱 書棚 寝台 宅配ボックス 陳列棚 つり床
長持 文庫 宝石箱（貴金属製のものを除く。） 本立て 本箱 マガジンラック
ロッカー

（備考）1「家具」は、「つい立て びょうぶ」及び「ベンチ」に類似する。

2「寝台」は、「クッション 座布団 まくら マットレス」、第22類の
「衣服綿 ハンモック 布団袋 布団綿」及び第24類の「かや 敷布
布団 布団カバー 布団側 まくらカバー 毛布」に類似する。

貯蔵槽類（金属製又は石製のものを除く。）

（09G59・09G60）

液体貯蔵槽 工業用水槽

09G59

[第6類 第19類]

液化ガス貯蔵槽 ガス貯蔵槽

09G60

[第6類]

プラスチック製バルブ（機械要素に当たるものを除く。）

09F05

[第6類 第7類 第11類 第17類 第19類]

アングルバルブ 球バルブ コック 自動調整弁 ちょう形バルブ

カーテン金具 金属代用のプラスチック製締め金具 くぎ・くさび・ナット・ねじく
ぎ・びょう・ボルト・リベット及びキャスター（金属製のものを除く。） 座金及び
ワッシャー（金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。） 錠（電気
式又は金属製のものを除く。）

13C01

〔第6類 第11類 第14類 第17類 第18類 第26類〕

(備考) 「カーテン金具 金属代用のプラスチック製締め金具 くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ボルト・リベット及びキャスター(金属製のものを除く。) 座金及びワッシャー(金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。) 錠(電気式又は金属製のものを除く。)」は、第18類の「洋傘金具」、第25類の「靴くぎ 靴びょう 靴保護金具」「げた金具」及び第26類の「靴はとめ 靴ひも代用金具」に類似する。

木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器

(18C03・18C06・18C09・18C13)

木製の包装用容器 (「コルク製栓・木製栓・木製ふた」を除く。)	18C03
---------------------------------	-------

折り箱 木箱 たる

竹製の包装用容器	18C06
----------	-------

かご

プラスチック製きょう木 プラスチック製包装用葉	18C09
-------------------------	-------

コルク製栓 プラスチック製栓 プラスチック製ふた 木製栓 木製ふた	18C13
-----------------------------------	-------

〔第6類 第17類 第21類〕

葬祭用具	20F01
------	-------

〔第6類 第19類 第21類 第24類 第26類 第31類〕

位はい 神棚 骨つぼ さかき立て 三宝 数珠 納棺用品^{かん} 花立て ひつぎ 仏壇
へいじ みこし 水玉 木魚 輪灯

荷役用パレット（金属製のものを除く。）

0 9 A 0 3

[第6類 第7類 第12類]

^{ほう}
養蜂用巣箱

0 9 A 4 4

クッション 座布団 まくら マットレス

1 7 C 0 1

[第22類 第24類]

（備考）「クッション 座布団 まくら マットレス」は、「寝台」に類似する。

^{がん}
愛玩動物用ベッド 犬小屋 小鳥用巣箱

1 9 B 3 3

[第6類 第16類 第18類 第21類 第28類]

うちわ せんす

1 9 B 2 3

買物かご

1 9 B 4 2

額縁

2 6 B 0 1

[第16類]

家庭用水槽（金属製又は石製のものを除く。）

1 9 B 4 9

[第6類 第19類]

きゃたつ及びはしご（金属製のものを除く。）

1 9 B 3 4

[第6類]

工具箱（金属製のものを除く。）

1 9 B 5 3

[第6類]

ししゅう用杵

1 9 B 0 3

[第8類 第14類 第16類 第21類 第26類]

植物の茎支持具

1 9 B 3 2

[第21類]

食品見本模型

2 0 D 0 5

人工池

2 0 D 0 6

すだれ 装飾用ビーズカーテン

2 0 C 0 1

[第6類 第16類 第22類 第24類 第27類]

（備考）「すだれ」は、第17類の「農業用プラスチックフィルム」及び第22類の「雨
覆い 天幕 日覆い よしず」に類似する。

ストロー 盆（金属製のものを除く。）

1 9 A 0 5

〔第8類 第11類 第14類 第16類 第21類 第24類〕

スリーピングバッグ

2 4 C 0 1

〔第6類 第8類 第9類 第19類 第21類 第22類 第25類 第27類 第28類〕

タオル用ディスペンサー（金属製のものを除く。）

1 9 B 5 4

〔第6類 第8類 第21類〕

つい立て びょうぶ

2 0 C 0 4

（備考）「つい立て びょうぶ」は、「家具」、第6類の「金属製建具 金庫」、第11類の「火鉢類」、第14類の「貴金属製宝石箱」及び第19類の「建具（金属製のものを除く。）」に類似する。

ネームプレート及び標札（金属製のものを除く。）

1 9 B 2 1

〔第6類〕

旗ざお

1 9 B 2 2

〔第16類 第24類〕

ハンガーボード

1 9 B 5 1

ベンチ

2 0 D 0 2

（備考）「ベンチ」は、「家具」、第6類の「金庫」、第11類の「火鉢類」及び第14

類の「貴金属製宝石箱」に類似する。

帽子掛けかぎ（金属製のものを除く。）

1 9 B 3 6

[第6類]

マネキン人形 洋服飾り型類

2 4 A 0 2

麦わらさなだ

1 8 A 0 1

[第17類 第18類 第22類 第26類]

アドバルーン 木製又はプラスチック製の立て看板

2 0 D 0 4

[第6類 第21類]

郵便受け（金属製又は石製のものを除く。）

1 9 B 3 5

[第6類 第19類]

揺りかご 幼児用歩行器

2 4 A 0 1

[第9類 第16類 第28類]

（備考）「揺りかご」「幼児用歩行器」は、第16類の「歌がるた トランプ 花札」及び第28類の「囲碁用具 将棋用具 さいころ すごろく ダイスカップ ダイヤモンドゲーム チェス用具 チェッカー用具 手品用具 ドミノ用具 マージャン用具」に類似する。

美容院用いす 理髪用いす

0 9 E 2 5

[第11類]

石こう製彫刻 プラスチック製彫刻 木製彫刻	2 6 C 0 1
-----------------------	-----------

[第6類 第19類]

あし い おにがや すげ すさ 麦わら わら	3 4 E 0 3
------------------------	-----------

きょう木 しだ 竹 竹皮 つる とう 木皮	3 4 E 0 2
-----------------------	-----------

[第31類]

きば 鯨のひげ 甲殻 人工角 ぞうげ 角 歯 べっこう 骨	3 4 E 0 5
-------------------------------	-----------

さんご	3 4 E 0 6
-----	-----------

海泡石 こはく	0 6 B 0 1
---------	-----------

[第1類 第6類 第14類 第17類 第19類]